

令和6年度下半期 市の財政運営の状況

令和6年度の下半期(令和7年3月31日現在)の歳入歳出予算の執行状況をお知らせします。

なお、令和7年5月31日までが出納整理期間のため、最終的な決算額とは異なります。

詳細は、市ホームページに掲載しています。

ID 3467

●市民の税負担状況

市民一人当たりの市税負担額135,313円(市税収入済額143億6,492万6千円に対する額)

※令和7年3月31日現在の人口106,161人

●財産の現在高

基金207億3,396万円(令和6年度末見込)

土地、建物の面積は、令和6年度決算確定後に公表します。

●市債および一時借入金の現在高

▽一般会計181億3,541万円(令和6年度末見込)

▽特別会計3億9,283万7千円(令和6年度末見込)

▽一時借入金(全会計)0円(令和7年3月31日現在)

問 財政課 財政担当

会計名	予算現額A	収入済額B	収入率 B/A×100	支出済額C	執行率 C/A×100
一般会計	428億9,924万4千円	382億9,815万2千円	89.3%	345億4,970万7千円	80.5%
国民健康保険事業	101億2,796万2千円	95億1,475万5千円	93.9%	92億3,422万9千円	91.2%
住宅新築資金等貸付事業	397万6千円	392万8千円	98.8%	17万7千円	4.4%
奨学資金貸与事業	643万円	658万2千円	102.4%	428万8千円	66.7%
介護保険事業	78億9,692万7千円	62億9,855万7千円	79.8%	70億3,648万円	89.1%
後期高齢者医療事業	31億6,655万8千円	30億5,416万1千円	96.5%	30億2,576万円	95.6%
農業集落排水事業	1億8,661万9千円	3,502万円	18.8%	1億5,232万4千円	81.6%
二日市財産区	333万9千円	329万1千円	98.6%	96万7千円	29.0%
御笠財産区	2,997万9千円	142万5千円	4.8%	185万円	6.2%
平等寺山財産区	3,098万4千円	342万1千円	11.0%	217万2千円	7.0%
合 計	643億5,201万8千円	572億1,929万2千円	88.9%	540億795万4千円	83.9%

後期高齢者医療 健康診査・歯科健診

後期高齢者医療被保険者を対象に、健康診査と歯科健診を実施しています。対象者には、受診票を送付しています。

【健康診査】

生活習慣病の発症や重症化の予防などを目的に実施しています。かかりつけ医や前回健康診査を受けた医療機関などに予約をしてください。すでに生活習慣病の治療を受けている人も対象です。

※長期入院者、一部の施設入所者を除く

●受診票の送付時期

▽4月末現在で被保険者の人 4月下旬～5月上旬

▽5月以降に被保険者となる人 75歳になる誕生月の10日ごろ

※誕生日前の受診はできません。

※市の集団健診でも受診できます。詳しくは健康推進課へ問い合わせください。

【歯科健診】

口くう機能低下や肺炎などの疾病を予防するために実施します。受診

票に同封している実施医療機関に予約の上、受診してください。

対 76歳～80歳になる被保険者(昭和20年4月1日～昭和25年3月31日生まれの人)

※長期入院者、一部の施設入所者を除く

●受診期間 6月～12月

●受診券の送付時期 5月下旬

【共通】

持 後期高齢者医療被保険者証(資格確認書)またはマイナ保険証

▽受診票

▽自己負担金(健康診査は500円、歯科健診は300円)

後期高齢者医療被保険者証(資格確認書)の代わりにマイナンバーカードを利用するためには、マイナンバーなど事前登録が必要です。また、オンライン資格確認に対応する医療機関に限ります。

問 福岡県後期高齢者医療広域連合
(651)31111

令和7年度国民健康保険税のお知らせ

●国民健康保険税の年間最高額を変更します

税制改正により、国民健康保険税（国保税）の年間最高額が3万円引き上げられます。

●国民健康保険財政の仕組み

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、お互いに助け合う相互扶助の制度です。

国保は県単位で財政運営され、医療費は全額県が負担し、市は医療費に見合った国保事業費納付金を県に納めます。納付金の財源は主に国保税による収入です。

国保の安定した運営や加入者の負担軽減のためには、生活習慣の見直しや病気の早期発見・早期治療による重症化予防、ジェネリック医薬品の利用や重複受診を控えるなど医療費抑制の取り組みが必要です。加入者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

●所得が少ない世帯は軽減措置があります

世帯主および国保加入者の前年の総所得金額等の合計が国の定める基準所得以下の世帯は、国保税の均等割額、平等割額が軽減されます。税制改正により、令和7年度から表のとおり軽減判定の基準が変更となり2割軽減・5割軽減対象となる被保険者の範囲が広がります。

この軽減に申請は不要ですが、所得の申告がない場合は軽減の判定ができませんのでご注意ください。

●国保税の納税通知書を送付します

令和6年中の所得金額から令和7年度の国保税を決定し、納税通知書を6月中旬に世帯主宛てに郵送します。各納期限内に納付をお願いします。

※特別徴収（年金からの天引き）により国保税を納付している世帯には、特別徴収賦課決定通知書を7月中旬に世帯主宛てに郵送します。

問 国保年金課 国保担当

●令和7年度国保税率の内容（ ）内は前年度の内容

	算定基礎	医療給付分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 ※40歳～64歳の人のみ
所得割額	加入者ごとの令和6年中の総所得金額等－控除額	6.83% (変更なし)	2.80% (変更なし)	2.43% (変更なし)
均等割額	1人につき	28,100円 (変更なし)	12,300円 (変更なし)	18,000円 (変更なし)
平等割額	1世帯につき	25,900円 (変更なし)	10,700円 (変更なし)	
年間最高額	1世帯につき	660,000円 (650,000円)	260,000円 (240,000円)	170,000円 (変更なし)

●令和7年度の軽減判定所得基準

世帯主および国保加入者の前年の総所得金額等の合計

43万円 + (56万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	2割軽減 適用世帯
43万円 + (30.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	5割軽減 適用世帯
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	7割軽減 適用世帯

※1 被保険者数は同世帯で国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した人を含む

※2 給与所得者等は一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人

※3 加入者に未申告の人がいる場合は軽減の判定ができません

※4 給与所得者等が世帯に一人もいない場合、「+10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」の部分は計算しません